

国立大学法人佐賀大学医学部附属病院事業場安全衛生委員会内規

(平成17年6月7日制定)

目 次

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人佐賀大学安全衛生管理規程（平成16年4月1日制定）第19条第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院事業場（以下「附属病院事業場」という。）の安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、総括安全衛生管理者に対し、意見を述べることができる。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止に関すること。
- (4) 安全及び衛生に関する規定に関すること。
- (5) 安全及び衛生に関する教育の実施計画に関すること。
- (6) 化学物質の有害性の調査及びその結果に基づく対策に関すること。
- (7) 作業環境測定の結果及びその評価に基づく対策に関すること。
- (8) 健康診断の結果及びその評価に基づく対策に関すること。
- (9) 新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係る健康障害の防止に関すること。
- (10) 行政機関から文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の危険及び健康障害の防止に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者 1人
 - (2) 衛生管理者のうちから学長が指名した者
 - (3) 産業医
 - (4) 附属病院事業場の職員で、安全及び衛生に関し経験を有するもののうちから学長が指名した者若干人
- 2 前項第1号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦を経て、指名しなければならない。
- 3 第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第1項第2号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、毎月1回開催するものとする。

(衛生管理担当者)

第6条 附属病院事業場内における各施設の安全衛生管理を適正に実施するため、衛生管理担当者を置く。

2 衛生管理担当者は、別に定める診療科及び中央診療施設等ごとに置き、当該診療科及び中央診療施設等の長が選任する。

3 衛生管理担当者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 研究室での薬品使用量の記録

(2) 廃液処理の管理

(3) ドラフトの管理

(4) 安全衛生委員会との連絡調整

(専門部会)

第7条 委員会に、専門的事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学部総務課が行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成17年6月7日から施行する。

2 この内規施行の際、最初に任命される第3条第1項第4号の委員のうち半数の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとし、第3条第1項第2号の委員の任期及び第3条第1項第4号の委員のうち半数の委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月26日改正）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日改正）

この内規は、平成28年6月28日から施行する。

附 則（令和6年7月23日改正）

この内規は、令和6年8月16日から施行する。